

屋島やすらぎ重要事項説明書

(介護予防・日常生活支援総合事業)

「高松市介護予防通所介護相当サービス」

当事業所は、ご利用者に対して高松市介護予防通所介護相当サービスを提供します。事業所の概要や提供されるサービスの内容、ご契約上ご注意くださいことを、つぎのとおり説明します。

1. 事業者

- (1) 法人名 特定非営利活動法人 屋島やすらぎ
- (2) 法人所在地 香川県高松市屋島東町1414番地
- (3) 電話番号 087-843-9590
- (4) 代表者氏名 代表 猪塚 とも
- (5) 設立年月 平成15年8月1日

2. 事業所の概要

- (1) 事業所の種類 指定介護予防通所介護事業所 平成18年9月1日指定
平成24年9月1日指定更新
指定介護予防通所介護又は指定介護予防通所介護相当サービス事業所
平成28年10月1日指定
高松市介護予防通所介護相当サービス事業所 平成30年4月1日指定
高松市指定第3770103046号
- (2) 事業の目的 要支援状態又は事業対象にある高齢者等に対し、適正な事業を提供する
- (3) 事業所の名称 屋島やすらぎ
- (4) 事業所の所在地 香川県高松市屋島東町1414番地
- (5) 電話番号 087-843-9590
- (6) 管理者氏名 西川 美香
- (7) 当事業所の運営方針 利用者の方、一人ひとりの要望に十分にお応えしながら、
家庭的な雰囲気大切にすることを方針としております。
- (8) 開設年月日 平成18年9月1日
- (9) 利用定員 地域密着型通所介護事業・高松市通所型サービスAも含めて10名
- (10) 事業者が行っている他の業務
当事業者では次の業務も併せて行っています。
「居宅介護支援事業」
「訪問介護事業」
(介護予防・日常生活支援総合事業)
「高松市介護予防訪問介護相当サービス事業」
「高松市訪問型サービスA」「高松市通所型サービスA」
「地域密着型通所介護事業」
「指定障害者福祉サービス事業」

3. 事業実施地域及び営業時間

(1) 通常の事業実施地域

屋島(東町・中町・西町) 高松町 新田町 春日町 牟礼町 庵治町

(2) 営業日及び営業時間

営業日 月曜日から金曜日 (但し12月29～1月3日までを除く)

※天候、その他の理由により臨時休業する場合があります。

その場合は、速やかにお知らせします。

営業時間 午前9時から午後5時15分まで

サービス提供時間 午前9時45分から午後4時まで

4. 職員の配置状況

当事業所では、ご利用者に対して高松市介護予防通所介護相当サービスを提供する職員として、以下の職種の職員を配置しています。

〈主な職員の配置状況〉

職 種	常 勤	非常勤
1. 管理者	1名(兼務)	
2. 生活相談員	1名	2名(2名兼務)
3. 介護職員		6名(4名兼務)
4. 看護職員	1名(兼務)	2名(2名兼務)
5. 機能訓練指導員	1名(兼務)	2名(2名兼務)

5. 当事業所が提供するサービスと利用料金

当事業所では、ご利用者に対して以下のサービスを提供します。

(1) サービスの概要

① 日常生活上の支援のための活動

・心身の状況に応じたサービスの提供を行います。

② 食事(但し、食費は別途いただきます)

・当事業所では、栄養並びにご利用者の身体の状況および嗜好を考慮した食事を提供します。

(食事時間) 11:30～12:30

③ 入浴

・入浴又は清拭を行います。

④ 送迎

・運転手が事故のないよう利用者の乗降を介助します。

(2) サービス利用料 [1回当たり]

① 基本料

事業対象者、要支援1の方(週1回まで) 436単位/回

※月4回を超える場合 1,798単位/月

事業対象者、要支援2の方(週2回まで) 447単位/回

※月8回を超える場合 3,621単位/月

・送迎・入浴は基本料金に含まれます。

② 事業対象者、要支援1の方:サービス提供体制強化加算(Ⅲ) 24 単位/月

事業対象者、要支援2の方:サービス提供体制強化加算(Ⅲ) 48 単位/月

③ 介護職員等処遇改善加算Ⅱ 所定単位数に9.0%を乗じた単位数を加算

④ 地域区分(高松市)7級地 1単位=10.14円

(自己負担分:利用料のうち各利用者の負担割合に応じた額です)

⑤ 食費(昼食・おやつ) 1回につき550円

⑥ その他おむつ代(1枚50円)・レクリエーションにかかる材料費等は、自己負担となります。

(3) 利用料金のお支払い方法

前記の料金・費用は、1ヵ月ごとに計算しご請求しますので、翌月20日又は、指定引き落とし日までにお支払いください。

(4) 利用の中止、変更、追加

- ・利用予定の前にご利用者の都合により、高松市介護予防通所介護相当サービスの利用を中止又は変更、もしくは新たなサービスの利用を追加することができます。この場合にはサービスの実施日の前日までに事業所に申し出てください。
- ・利用予定日の前日までに申し出がなく、当日になって利用の中止の申し出をされた場合、取消料として下記の料金をお支払いいただく場合があります。但しご利用者の体調不良等正当な事由がある場合は、この限りではありません。

利用予定日の前日までに申し出があった場合	無 料
利用予定日の前日までに申し出がなかった場合	食事代 550円

- ・サービスの利用変更・追加の申し出に対して、事業所の稼働状況によりご利用者の希望する期間にサービスの提供ができない場合、他の利用可能日時をご利用者に提示して協議します。

6. 緊急時の対応

現にサービスの提供を行っているときに、利用者に病状の急変が生じた場合、その他必要な場合は、速やかに主治の医師又は歯科医師に連絡を取るなど必要な措置を講じます。

7. 非常災害対策

- ・事業所は事業者の防火管理者のもと災害対策に関する担当者を置き、非常災害対策に関する取組を行います。
- ・非常災害時の関係機関への通報及び連携体制を整備しそれらを定期的に職員に周知します。
- ・定期的に避難訓練・救出その他必要な訓練を行います。

8. 事故発生時の対応

- ・利用者に対するサービスの提供により、事故が発生した場合は、市、利用者の家族、関係機関等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じ事故の状況及び事故に際して採った処置について記録します。

9. サービスの利用に関する留意事項

(1) 施設・設備の使用上の注意

- ・施設、設備、敷地をその本来の用途に従って利用して下さい。
- ・故意に、又はわずかな注意を払えば避けられたにもかかわらず、施設、設備を壊したり、汚したりした場合には、ご利用者に自己負担により原状に復していただくか、又は相当の代価をお支払いいただく場合があります。
- ・当事業所の職員や他の利用者に対し、迷惑を及ぼすような宗教活動、政治活動、営利活動を行うことはできません。

10. 虐待の防止について

- ・事業者は、利用者等人権の擁護・虐待の防止のために、次に掲げるとおり必要な措置を講じます。
- ・虐待防止に関する責任者を選定しています。 責任者(管理者:西川美香)
- ・従業者に対する虐待防止を啓発・普及するための研修を実施しています。

11. 身体的拘束等について

- ・原則として利用者に対して身体的拘束等は行いません。ただし自傷他傷等危険が及ぶことが考えられる場合には、同意を得た上で、必要最小限の範囲で身体的拘束等を行うことがあります。

- ・緊急やむをえない理由等で身体的拘束等を行う場合には、記録し5年間保存します。
- ・身体的拘束等をなくしていくための取り組みを行います。

12. 業務継続計画の策定等について

- ・感染症や非常災害の発生時において、サービスの提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画を策定し、当該継続計画に従って必要な措置を講じます。
- ・従業者に対し必要な研修及び訓練を定期的実施します。
- ・定期的に計画の見直しを行い、必要に応じて計画の変更を行います。

13. 苦情処理・苦情受付について

(1) 苦情処理

- ・事業所は、利用者からの高松市介護予防通所介護相当サービスに関する相談、苦情等に対応する窓口を設置し、迅速かつ適切に対応します。

(2) 苦情の受付

当事業所に対する苦情やご相談は以下の専用窓口で受け付けます。

苦情受付窓口	担 当	西川 美香
	電 話	087-843-9590 FAX 087-841-3853
	受付時間	月～金 午前9時～午後5時15分

(3) 行政機関その他苦情受付期間

高松市介護保険課	電 話 087-839-2326 FAX 087-839-2337 受付時間 月～金 8:30～17:00
国民健康保険団体連合会	電 話 087-822-7431 FAX 087-822-6023 受付時間 月～金 8:30～17:00
香川県社会福祉協議会	電 話 087-861-0545 FAX 087-861-2664 受付時間 月～金 8:30～17:00